

木曾岬町部活動運営方針

平成31年3月

木曾岬町教育委員会



目 次

1	部活動の意義	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	木曽岬町の目指す部活動		
3	策定の趣旨		
4	適切な指導・運営のための体制の構築	・ ・ ・ ・ ・	P 2
	(1) 学校における体制整備		
	① 部活動の適切な設置及び加入方針		
	② 部活方針及び休養日・活動時間の明確化		
	③ 学校組織全体での指導体制の構築		
	(2) 各部における効率的・効果的な活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	P 3
	①各部の方針等の周知		
	② 安全対策		
	③ 適切な指導の実施		
	(3) 保護者・地域との連携	・ ・ ・ ・ ・	P 4
	①保護者との連携		
	②地域との協働		
5	その他	・ ・ ・ ・ ・	P 5
	(1) 研修について		
	(2) 補助金について		

1 部活動の意義

- (1) 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学、ボランティア等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適正、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送るうえで大きな意義を持つ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年の仲間や先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学、ボランティア等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めることにも寄与する活動である。

【中学校学習指導要領（文部科学省 平成 29 年 3 月）における部活動の位置づけ】

「部活動は、教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 木曽岬町の目指す部活動

木曽岬町では、部活動を通じて、希望や目標に向かいチャレンジする資質・能力を育み、自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指す。

その資質・能力の育成のため、学校は教育課程との関連を十分に図るとともに、「地域とともにある学校づくり」の具現化に向けて保護者や地域との連携を充実させ、部活動の目標や計画等を共有しながら、内にも外にも開かれた部活動運営を推進する。

こうした活動を通して、生徒一人一人が将来のキャリア形成に必要な姿勢や態度等を体感、会得する。

3 策定の趣旨

木曽岬町立中学校においては、上記のような「部活動の意義」や「木曽岬町の目指す部活動」の在り方を踏まえ、運動部のみならず、文化部を含む全部活動を学校教育の一

環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組むことによって一定の成果を上げてきた。

平成 30 年 3 月スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、その「前文」において、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状を鑑み、「国のガイドライン」が策定され、学校設置者に対しても、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められている。

本町においても、これを受け、「三重県部活動ガイドライン」に則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待して、「木曽岬町部活動運営方針」を定めることとする。

4 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

①部活動の適切な設置及び加入方針

学校における部活動の設置（新設、統廃合を含む）については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、種目別の最低必要部員数、顧問や指導者（教員以外の外部人材で部活動の指導・支援にあたる者）、保護者や地域の協力体制等について吟味し、持続可能性を十分に考えた上で判断する。

なお、生徒数の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部または、統廃合の措置について検討する。その際、生徒の希望を尊重し、大会参加の機会を与えるために、複数校合同チームの取組についても考慮する。

また、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、生徒の部活動加入については、「自主選択制」を原則とする。

②部活方針及び休養日・活動時間の明確化

ア 活動方針

学校は、活動方針を明確にする。時機を捉えて、部活動保護者会、学校のホームページ、学校たより等で生徒、保護者、地域に対して、活動方針を公開する。

イ 休養日

学校は、生徒や教職員の生活に負担となり過ぎないように、休養日は、以下の通りに設定し、遵守する。

- (ア) 1 週間のうち平日 1 日及び土曜日か日曜日（以下、週末とする）のどちらか 1 日の週 2 日を休養日とする。週末の 2 日間とも大会等により活動した場合、翌週に代わりの休養日を設ける。
- (イ) 部活動の休養日は、長期休業中も含めて、学校で一斉に同一の曜日を設定し

たり、部活動毎に曜日を設定したりするなど、学校の実態に応じて校長が判断する。

(ウ) 学力調査等テストの前や地域行事日等は、学校の実態に応じて「テスト前の休養日」や「地域行事による休養日」等として、休養日を設ける。

(エ) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、校長の了承を得たうえで、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に代わりの休養日を設ける。

(オ) その他、生徒の健康安全面を考慮し、適宜休養日を設ける。

ウ 活動時間

(ア) 平日の活動時間は、2時間以下とし、「完全下校時刻」を定める等、活動時間が守られるように工夫する。

(イ) 週末及び祝日、学校の休業日の活動時間は、3時間以下とする。

エ 朝練習の取扱い

(ア) 生徒の健康及び保護者の負担にならないよう十分に配慮する。

(イ) 実施する場合は、その必要性を生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得る。

③学校組織全体での指導体制の構築

ア 部活動は、学校教育の一環であるため、学校組織全体で運営や方針を検討し、計画的に活動を進めるための指導体制を構築する。

イ 学校全体として、バランスのとれた部活動運営がなされるように、校内において、各部の活動状況等について情報を共有する環境を整える。

ウ 適切な部活動の運営については、学校として常に点検・改善に努める。

(2) 各部における効率的・効果的な活動の推進

①各部の方針等の周知

ア 顧問は、学校の活動方針を受け、年度当初に部としての方針や大まかな年間活動スケジュールを作成のうえ、学校のホームページ、学校たより等で、生徒・保護者に提示し、理解を得る。

イ 顧問は、月毎の活動スケジュールを作成し、校長の承認を得て、生徒・保護者に提示する。なお、各部の月毎の活動スケジュールについては、職員室に掲示する等して、学校全体で活動の状況を共有する。

ウ 校長は、月毎の活動スケジュールを点検し、方針で定める範囲の活動となっているかを確認し、適宜、指導・是正を行う。また、教育委員会は、学校の部活動の休養日及び活動時間等の設定や運用について、適宜、指導・是正を行う。

②安全対策

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下のア～ウにつ

いて、部活動顧問に対し、支援及び指導を行う。

ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、部活の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所や練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

イ 顧問は、万が一に備え、「木曽岬町危機管理マニュアル」を参考にしながら、緊急対応についても対処の仕方を確認する。

ウ 顧問は、熱中症について理解を深め、その対処法を校内で研修し、重篤化しやすく命の危険に係ることを生徒に指導する。

③適切な指導の実施

ア 体罰は、学校教育法 11 条で禁止されている行為であり、望ましい人格の形成を目指すために、蹴る、殴る等の行為は断じて許されないため、根絶を徹底する。

なお、生徒の技能及び体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容や方法により、肉体的・精神的な負荷を伴う指導については、体罰には当たらないが、生徒の実態等に十分に配慮し、適切に行う。

イ パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な言動についても断じて許されない行為であり、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、根絶を徹底する。

(3) 保護者・地域との連携

① 保護者との連携

ア 部活動保護者会の実施

学校は、年度初め及び新チーム発足時等、時機をとらえて、年間 1～2 回程度の部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、おおよその年間スケジュールを示し、理解を得る。

イ 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

ウ 保護者の経済的負担については十分に配慮する。また、部活動に係る保護者の送迎は、原則、依頼しない。

② 地域との協働

教育委員会及び校長は、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立ち、地域のスポーツ団体との連携や外部指導者として学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。その際に、地域学校協働本部（青少年町民会議家庭教育部会）の協力を得るなど、コミュニティ・スクールとして積極的に地域との協働を図る。

5 その他

(1) 研修について

部活動に関わる教員は、県教育委員会が主催する研修等に積極的に参加し、学校へ還元することを通して、部活動指導の質の向上を図る。

(2) 補助金について

教育委員会は、各部の活動を充実させるため、木曽岬町補助金要項に基づき適切な支援を行う。